

## アカデミックライセンス適用対象カテゴリー表

※アカデミックとガバメントのライセンスの混在はできません。

対象カテゴリー		詳細
1. 教育機関	学校教育法で定められた学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育法で定められた幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校など）、大学（短期大学、大学院を含む）、高等専門学校</li> <li>● 上記の学校に付属する病院、診療所</li> <li>● 学校教育法で定められた専修学校（専門学校など）、各種学校（予備校、看護学校、外国人学校、語学学校、自動車教習所など）</li> </ul>
	国・独立行政法人・地方公共団体・職業訓練法人・学校法人が設置する大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防衛大学校、防衛医科大学校、警察大学校、海上保安大学校、消防大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空大学校など</li> </ul>
	地方独立行政法人法、構造改革特別区域法により設置された大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方独立行政法人法に定められた公立大学法人</li> <li>● 構造改革特別区域法に定められた株式会社の設置する大学</li> </ul>
	文部科学省以外の国や地方公共団体に設置された学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 陸上自衛隊が設置する高等工科学校</li> <li>● 警察法に定められた警視庁警察学校、道府県警察学校、管区警察学校、皇宮警察学校</li> <li>● 消防組織法もしくは地方公共団体の条例により定められた消防学校、消防訓練所</li> </ul>
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で定められた認定こども園	同左
	児童福祉法で定められた保育所	同左

対象カテゴリー	詳細
2. 教育委員会 / 学校法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会（教育長・事務局を含む）と教育委員会の出先機関（教育センター、教育研究所など）</li> <li>● 私立の初等中等教育機関および高等教育機関の設立 / 運営を主体としている学校法人</li> </ul>
3. 国・地方公共団体が設置するその他の教育機関 / 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立国会図書館</li> <li>● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた教育機関（教育センター、教育研究所、美術館、博物館、公民館、図書館など）</li> <li>● 児童福祉法に定められた児童館、児童センター</li> </ul>
4. 文部科学省が設置する独立行政法人、国立研究開発法人、大学共同利用機関法人	同左
5. 職業能力開発促進法で定められた公共職業能力開発施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校など</li> </ul>
6. 放送大学学園法に定められた放送大学学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放送大学、放送大学大学院、学習センター、サテライトセンターなど</li> </ul>
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理容学校、美容学校、調理師学校、学習塾、パソコンスクール</li> <li>● 上記 3 に該当しない図書館</li> </ul>

## ガバメントライセンス適用対象カテゴリー表

カテゴリー	単独名義による適用対象機関名称		備考
行政府省	内閣官房	内閣総務官室、内閣広報室、内閣情報調査室、内閣衛星情報センター	左記の各中央省庁配下の各局による独立契約であっても適用可とする。ただし、各局、もしくは各局配下部署名義による契約の際は必ず省・庁・局名称を契約名義に明記し、配下組織・部署であることを明示すること。
	内閣法制局		
	人事院	国家公務員倫理審査会	
	内閣府	宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、警察庁、金融庁	
	総務省	公害等調整委員会、消防庁	
	法務省	公安調査庁	
	外務省	在外公館	
	財務省	国税庁	
	文部科学省	文化庁	
	厚生労働省	中央労働委員会、社会保険庁	
	農林水産省	林野庁、水産庁	
	経済産業省	資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁	
	国土交通省	船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁	
	環境省		
防衛省	防衛施設庁		
立法機関	国会	衆議院、参議院、裁判官訴追委員会、裁判官弾劾裁判所	
司法機関	裁判所	最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所	
普通地方公共団体	都道府県	都道府県庁	
	市区町村	市区町村役場・役所	
特別地方公共団体	特別区	東京 23 区	財産区、地方開発事業団は適用対象外とします。
	地方公共団体の組合	一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合	
	合併特別区		
	合併協議会		
公立	公立施設・機関	国立（こくりつ）、都道府県立、市区町村立の名義施設・機関	
独立行政法人	独立行政法人	独立行政法人名義の全ての団体	ガバメントとアカデミック両方の対象の場合はアカデミックを優先します。
地方独立行政法人	地方独立行政法人	地方独立行政法人名義の全ての団体	

カテゴリー	単独名義による適用対象機関名称		備考
その他	会計検査院		
	国際協力銀行		
	認可法人	日本銀行、日本赤十字社、預金保険機構 等	
	公営企業（一部）	国営企業、地方公営企業の内、自治体組織として属する企業	※契約名義に自治体名称を記載すること 例:横浜市水道局、仙台市ガス局等)

## ガバメントライセンス適用対象外

適用対象外	一般の事業法人	団法人、社団法人、公益法人、医療法人、社会福祉法人、中間法人、特定非営利活動法人、宗教法人
	特別地方公共団体	財産区、地方開発事業団
	特殊会社	
	相互会社	
	合資会社	
	企業	株式会社、有限会社
	地方公共団体に属さない組合	共済組合、協同組合、職員組合、医療組合 等
	政党	